

役員報酬規定

社会福祉法人ひまわり会

ひまわり保育園

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬総額は、年間500,000円以内とする。

6 各々の役員の報酬は、別記1「役員の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、理事会・評議員会出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年 6月13日(評議員会の議決日)から施行する。

別記1 役員の報酬

理事会・評議員会出席の都度 1人一律10,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律10,000円